

令和３年第１回大洗町議会臨時会

議 事 日 程 （第１号）

令和３年４月１４日（水曜日） 午前９時３０分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 議案第３２号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求める
ことについて

議案第３３号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を
求めることについて

日程第 ４ 選挙第 ２号 鉾田・大洗広域事務組合議員の選挙

日程第 ５ 報告第 ２号 令和２年度大洗町土地開発公社の決算報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	小沼正男君	２番	勝村勝一君
３番	櫻井重明君	４番	伊藤豊君
５番	石山淳君	６番	柴田佑美子君
７番	飯田英樹君	８番	今村和章君
９番	和田淳也君	１０番	海老沢功泰君
１１番	坂本純治君	１２番	菊地昇悦君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今臨時会は、コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願い申し上げます。

それでは、この4月より就任され、今回初めて議会に出席するお二人より自己紹介をいただきます。

初めに、副町長 関 清一君。

○副町長（関 清一君） 去る4月1日付けをもちまして副町長を拝命いたしました関 清一でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 続きまして、教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） 3月の町議会のほうで皆様方にご承認をいただきまして、4月1日より大洗町教育委員会教育長として勤務させていただいております長谷川馨と申します。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 関副町長、長谷川教育長、ありがとうございました。

今後とも宜しくお願いいたします。

開議 午前9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第1回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 和田淳也君、10番 海老沢功泰君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

3月19日、議会全員協議会を開催いたしました。

3月19日、4月7日、議会運営委員会を開催いたしました。

3月17日、原子力安全特別調査委員会を開催いたしました。また、4月12日に日本原子力研究開発機構大洗研究所を視察いたしました。

3月8日、29日、4月13日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和3年2月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第32号および議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第32号、議案第33号の専決処分2件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。1ページをご覧ください。

議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について令和3年3月31日付けで専決処分したものであります。

主な改正内容といたしましては、個人町民税について、新型コロナウイルス感染症等に係る経済対策として、住宅ローン控除における特例適用を令和4年末入居分まで延長するものであります。

軽自動車税の環境性能割につきましては、2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直し、さらに1%の臨時的軽減を令和3年末まで9カ月間延長するとともに、同じく種別割につきましては、グリーン化特例について見直しを行った上で令和5年度まで2年間延長するものであります。

また、固定資産税においては、下落修正措置および負担調整措置の継続に伴い、それぞれ適用年度を令和5年度まで延長し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く措置を適用するとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、27ページをご覧ください。

議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和3年3月31日付けで専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、固定資産税と同様に負担調整措置の継続に伴い、適用年度を令和5年度まで延長し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増額する土地については、前年度の課税標準額に据え置く措置を適用するとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

以上、議案第32号及び議案第33号の2件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ないですか。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 1点だけなんですけど、ちょっと確認の意味を込めまして質問させていただきます。

今回この条項をちょっとちらっと読ませていただきまして、ざっくりですね簡単に説明をしていただきたいなと。多分ここ、細かく全部読んでも、条項の変化は、これはたいしたことではないんですが、4年から5年に改して時限的なものなんだろうというふうに思いますけども、このあたりの認識なんですけども、いわゆる時限立法的に地方税法上で変わっていくと。このあたりの縛りと変化、どのように変わってくるのか、税法上で税額がどのぐらい見込まれるか、そのあたりがもしわかればお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 坂本議員から今回の税条例の改正に伴う内容の簡単に説明をというお話、その時限立法的なところに関してもですねご質問をいただきました。

本日テーブルの上にですね、皆さん方のほうに資料のほう置かせていただいております。大洗町税条例及び大洗町都市計画税条例改正概要というところがございます。こちらのほうにですね今回の条例の改正の主な内容のほうをかいつまんでまとめさせていただいております。

まず、1点といたしまして、町長の提案説明にもありましたように、町民税で住宅ローン控除、こ

こちらの延長をするということでございまして、今現在ですと令和2年末、あるいは令和3年末までに入居される方の住宅ローン減税が条例のほうでもうたわれておりますけれども、国のほうの改正の伴いまして令和4年末まで入居される方に関しても住宅ローンの控除が認められると。この条例に関しましてですね、資料のほう、ちょっと具体的に申させていただきますとですね、皆さんの資料のほうの24ページのほうに新旧対照表のほうを載せております。こちらの左側が新しい条例の条文になっておりまして、例えば第26条のところに、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき云々と、新型コロナウイルス感染症特例法によりというところがあるんですけども、同項中、これまで、令和15年度まで住宅ローンの控除ができるわけですけども、2年延長して令和17年度というように、条文の中でもですね、このほかにも年度を区切って延長するというようなことを書かせていただいております。

軽自動車税につきましてもですね、環境性能割ということで、売買した時に環境性能割、売買価格の1%程度、50万を超えるものについてですけども、こちらについても臨時的な軽減措置として令和3年12月末までに関しまして1%の軽減を、今までですと令和3年3月まででしたけども、これを9カ月延長して令和3年12月まで軽減するというようなことになってございます

それと、資料のほう、裏面のほうに固定資産税のほうを書かせていただいておりますけども、これまで平成30年度に評価替えに伴いまして令和元年度、令和2年度につきまして下落修正措置のほうを適用しているということに関しまして、今回令和3年度に評価替えをしておりますけども、同じように令和4年度、5年度につきましても、こちらの下落修正措置を継続すると。

また、その下にも書かせていただいておりますけども、負担調整措置、これはあまりにも評価額が上昇してしまった時にはですね、段階的に上昇させるというような措置でございまして、この負担調整措置につきましても令和3年から令和5年度も適用させるというところがございます。

それと特徴的なのがですね、その3番目に書かせていただいております令和3年度に限りということなんですけども、これまで負担調整措置ということで段階的に評価額が上がってるところを課税標準額に関しては階段のようですね、いきなり上げるのではなくて、5%まで段階的に上げるという措置を講じております。

この負担調整措置、これに関してですね、令和3年度の課税標準額が令和2年度と比べて上昇してしまう措置については、据え置くというような措置を講じております。これも現時点では令和3年度限りというような措置になってございます。ちょっと多少説明が長くなってしまいましたが、説明は以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。比較的大きく分けると2項目、二つに分かれるというような認識をさせていただきましたけども、ちょっと細かいところで確認を1点させていただいて質問のほうを終わりたいと思うんですけども、固定資産税のなかで③にですね、宅地等及び農地ということがありますが、これは二つの地目だけで指定されるんでしょうか。例えば雑地とかそういったものは、ここには網羅されないということで認識してよろしいんでしょうか。そこだけ

確認して終わります。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

こちらのほうにですね「土地（宅地）及び農地」というふうに書かせていただいておりますのは、いわゆる山林等調整区域で、あまり土地の変化が見られないというようなところですね、こういったところは該当しないと。あくまでも市街地のなかにある宅地等そういうところ、宅地のほかにも農地もありますけども、限定的な負担調整措置だというようなことでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかに。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私からはですね、町の税条例の個人の町民税の非課税の範囲ということで、9ページですけども、9ページのこの中で、新しく年齢16歳未満のものを控除対象扶養親族に限るというふうに新たに文言が加わりましたけども、この意味するところを少し説明してください。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 菊地議員から9ページにおけます24条の今回の改正の内容についてのご質問をいただきました。

確かにですね、こちらの条文を見ますと、これまでは扶養親族というところ、右側の旧条例のほうですと、何もその扶養親族について細かい規定はなかったというところでございますけども、今回ですね、この扶養親族を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」というような言葉が盛り込んでございます。こちらの意味するところに関してはですね、扶養対象親族、まず年齢が16歳未満の者が扶養親族に当たるというところと、控除対象扶養親族というところは16歳以上というところですので、この時点ではですね特に扶養親族が限定されるというような条文にはなっておりません。ただ、今後ですね、所得税の改正がされておまして、こちらの24条に関しては令和6年1月1日施行というふうに附則のほうで限定をさせていただいております。ですので、今後、この扶養親族に該当するところが限定的になってくるというようなことが予測されるというところがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それが、何故限定しなければいけないのかというところなんですけど、その辺はどういう内容なのでしょう。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） こちらの内容につきましてですね、今、詳細にちょっと私どものほうでも確認をさせていただいておりますけども、所得税の関係でですね、例えば家族の者、扶養親族が海外に住んでいるといった場合に、その海外に住んでいる方の年収、こちらのほうは特に制限が設けられていないというところがございまして、所得税のほうでもですね海外に住んでいる方で年収がある方、所得がある方に関しては、対象外とするようなことを今後予定しているということでございますので、地方税に関しても同じような適用が今後、改正が予定されているというような我々のほうは考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。これ例えば、今、子どもたちの手当というのがありますけども、子ども手当みたいなものがありますけども、このような支給を受けたものが、学生も含めてね、これが対象外にするというようなそういう内容は含んではいるのかいないのか、この辺はどうなんですか。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 学生、要は大学生の年齢に当たる方が扶養親族から外されてしまうのかという懸念かと思えますけども、今現在ですね、19歳以上23歳未満の方については、特定扶養親族ということで控除対象、金額的にも33万円のところが45万円というふうに控除対象の控除金額が大きくなっておりますので、この分に関しては今のところですね控除対象から外されるというようなことは聞いておりません。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

◎選挙第2号

○議長（小沼正男君） 日程第4、選挙第2号 鉾田・大洗広域事務組合議員の選挙を行います。

大洗・鉾田広域事務組合議員選挙につきましては、大洗・鉾田広域事務組合規定第5条第1項およ

び第2項に基づき、大洗町議会議員より2名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選として、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決しました。

銚田・大洗広域事務組合議員に、7番 飯田英樹君、1番 小沼正男を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した飯田英樹君、小沼正男を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、指名のとおり決しました。

ただいま当選された2名に対し、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（小沼正男君） 日程第5、報告第2号 令和2年度大洗町土地開発公社の決算報告について説明を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第2号の令和2年度大洗町土地開発公社の決算報告について説明申し上げます。

まず3ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、令和2年度の事業報告でございます。

「1. 事業概要」でございますが、令和2年度は大洗町駅周辺整備事業の先行取得として、桜道地内の240.61平方メートルを取得いたしましたほか、公社所有地の維持管理を行ったところでございます。

次に、「2. 庶務事項」でございますが、役員7名、職員2名、いずれも町職員の兼務により運営をしているところでございます。

続きまして、恐れ入りますが4ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度決算報告でございます。

収入支出とも主な区分と決算額により、説明を申し上げます。

収入の第1款事業収益につきましては、収入がございませんでした。

次に、第2款第1項の受取利息838円は預金利息でございます。

次に、第3款の借入金につきましては、借り入れがございませんでした。

次に、第4款の繰越金は、前年度から3,345万7,339円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は3,345万8,177円でございます。

続きまして、支出の主なものについてご説明を申し上げます。

第1款第1項の公有用地取得費でございますが、事業報告でも申し上げましたとおり、大洗駅周辺整備事業の先行取得として909万5,058円を支出してございます。

次に、第2款の販売費及び一般管理費といたしましては、9万2,848円を支出しており、これは公社が所有をしております土地の維持管理費用のほか、振込手数料、法人税等の事務経費でございます。

第3款の事業外費用、第4款の借入金償還金、第5款の予備費につきましては、支出がいずれもございませんでした。

以上、支出の合計は918万7,906円でございます。

よって、収支差し引きである2,427万271円は、翌年度への繰越金とするものでございます。

続く5ページは、以上の決算から損益計算書、6ページは貸借対照表を、また、7ページはキャッシュフロー計算書を作成したものでございます。

説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

財産目録についてご説明を申し上げます。

資産の部でございますか、1の流動資産につきましては、5,469万2,882円となっております。

内訳といたしましては、現金預金として、普通預金が2,427万271円、公有用地として土地726.92平方メートル、3,042万2,611円でございます。

固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円でございます。

これらを合計いたしまして資産合計は5,969万2,882円となっております。

負債はございませんので、正味資産といたしましては、資産の合計と同額となっております。

9ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、令和2年度大洗町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

宜しくお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 以上、報告のとおりであります。

◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第1回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前9時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 和 田 淳 也

署 名 議 員 海 老 沢 功 泰